

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【公表番号】特表2018-523715(P2018-523715A)

【公表日】平成30年8月23日(2018.8.23)

【年通号数】公開・登録公報2018-032

【出願番号】特願2017-559387(P2017-559387)

【国際特許分類】

C 09 J	7/40	(2018.01)
C 09 J	201/00	(2006.01)
B 32 B	27/00	(2006.01)
C 09 J	7/30	(2018.01)
C 09 J	7/10	(2018.01)
C 09 D	7/65	(2018.01)
C 09 D	183/04	(2006.01)

【F I】

C 09 J	7/40	
C 09 J	201/00	
B 32 B	27/00	M
C 09 J	7/30	
C 09 J	7/10	
C 09 D	7/65	
C 09 D	183/04	

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月7日(2019.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0150

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0150】

特許証のために上記出願に引用された全ての参考文献、特許又は特許出願は、一貫してその全文が参照により本明細書に組み込まれている。組み込まれた参考文献の部分と本出願の部分との間に不一致又は矛盾がある場合は、前述の説明の情報が優先される。特許請求される開示を当業者が実施することを可能にするために示される前述の説明は、特許請求の範囲及びその全ての均等物によって規定される本開示の範囲を限定するものとして解釈されるべきではない。本開示の実施態様の一部を以下の【項目1】-【項目15】に記載する。

【項目1】

転写テープの製造方法であって、

第1及び第2の剥離コーティングをバッキングの各々の第1及び第2の主面に配置して剥離ライナーをもたらすことであって、前記第1の剥離コーティングが、ポリマー層に少なくとも部分的に埋め込まれているワックス粒子を含むこと、

接着剤前駆体を前記第2の剥離コーティングにコーティングすること、

前記接着剤前駆体及び前記剥離ライナーを電子ビームにより集合的に照射して、前記接着剤前駆体を接着剤層に変換することとを含む方法。

【項目2】

前記第2の剥離コーティングが、ワックス粒子を実質的に含まない、項目1に記載の方

法。

[項目3]

前記接着剤前駆体が未硬化発泡接着剤層を含む、項目1又は2に記載の方法。

[項目4]

前記接着剤前駆体が、前記未硬化発泡接着剤層の両側に配置された一対の未硬化接着剤スキン層を更に含む、項目3に記載の方法。

[項目5]

前記ポリマー層が、シリコーン、フルオロシリコーン、シリコーンアクリレート、ペルフルオロポリエーテル又はこれらのコポリマー若しくは混合物を含む、項目1～4のいずれか一項に記載の方法。

[項目6]

前記ワックス粒子が、変性高密度ポリエチレン、変性ポリエチレン、ポリテトラフルオロエチレン変性ポリエチレン、ポリプロピレン、フルオロポリマー、エチレンアクリル酸コポリマー、酸化高密度ポリエチレン又はこれらのコポリマー若しくは混合物を含む、項目1～5のいずれか一項に記載の方法。

[項目7]

前記ワックス粒子が、0.2マイクロメートル～50マイクロメートルの範囲の質量中央径( $D_{50}$ )を有する、項目1～6のいずれか一項に記載の方法。

[項目8]

前記ワックス粒子が、1マイクロメートル～30マイクロメートルの範囲の質量中央径( $D_{50}$ )を有する、項目7に記載の方法。

[項目9]

前記ワックス粒子が、5マイクロメートル～10マイクロメートルの範囲の質量中央径( $D_{50}$ )を有する、項目8に記載の方法。

[項目10]

前記転写テープをロールに巻き取り、それによって、前記接着剤層を前記第1と第2の剥離コーティングの両方に同時に接触させることを更に含む、項目1～9のいずれか一項に記載の方法。

[項目11]

前記第2の剥離コーティングが、180°剥離接着力試験に基づいて、前記接着剤層に対する前記第1の剥離コーティングの剥離力の1パーセント～70パーセントの範囲の剥離力を有する、項目1～10のいずれか一項に記載の方法。

[項目12]

項目1～11のいずれか一項に記載の方法により製造される転写テープ。

[項目13]

第1の主面及び反対側の第2の主面を有するバッキング、

前記第1の主面に配置された、ポリマー層に少なくとも部分的に埋め込まれているワックス粒子を含む第1の剥離コーティング、及び

前記第2の主面に配置された第2の剥離コーティングを含む剥離ライナーと、

前記第1の剥離コーティングに配置され、熱及び光化学開始剤を実質的に含まない接着剤層とを含む、転写テープ。

[項目14]

前記転写テープが巻取形状を有し、それによって、前記接着剤層が前記第1と第2の剥離コーティングの両方に接触する、項目13に記載の転写テープ。

[項目15]

項目12又は13に記載の転写テープと、

前記第1の剥離ライナーに面している前記接着剤層の主面とは反対側の主面に接着結合した基材とを含む、結合可能なアセンブリ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

転写テープの製造方法であって、

第1及び第2の剥離コーティングをバッキングの各々の第1及び第2の主面に配置して剥離ライナーをもたらすことであって、前記第1の剥離コーティングが、ポリマー層に少なくとも部分的に埋め込まれているワックス粒子を含むことと、

接着剤前駆体を前記第2の剥離コーティングにコーティングすることと、

前記接着剤前駆体及び前記剥離ライナーを電子ビームにより集合的に照射して、前記接着剤前駆体を接着剤層に変換することとを含む方法。

【請求項2】

前記第2の剥離コーティングが、ワックス粒子を実質的に含まない、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記接着剤前駆体が未硬化発泡接着剤層を含む、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

前記接着剤前駆体が、前記未硬化発泡接着剤層の両側に配置された一対の未硬化接着剤スキン層を更に含む、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記ポリマー層が、シリコーン、フルオロシリコーン、シリコーンアクリレート、ペルフルオロポリエーテル又はこれらのコポリマー若しくは混合物を含み、かつ、前記ワックス粒子が、変性高密度ポリエチレン、変性ポリエチレン、ポリテトラフルオロエチレン変性ポリエチレン、ポリプロピレン、フルオロポリマー、エチレンアクリル酸コポリマー、酸化高密度ポリエチレン又はこれらのコポリマー若しくは混合物を含む、請求項1～4のいずれか一項に記載の方法。

【請求項6】

前記転写テープをロールに巻き取り、それによって、前記接着剤層を前記第1と第2の剥離コーティングの両方に同時に接触させることを更に含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の方法。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか一項に記載の方法により製造される転写テープ。

【請求項8】

第1の主面及び反対側の第2の主面を有するバッキング、

前記第1の主面に配置された、ポリマー層に少なくとも部分的に埋め込まれているワックス粒子を含む第1の剥離コーティング、及び

前記第2の主面に配置された第2の剥離コーティングを含む剥離ライナーと、

前記第1の剥離コーティングに配置され、熱及び光化学開始剤を実質的に含まない接着剤層とを含む、転写テープ。

【請求項9】

前記転写テープが巻取形状を有し、それによって、前記接着剤層が前記第1と第2の剥離コーティングの両方に接触する、請求項8に記載の転写テープ。

【請求項10】

請求項7又は8に記載の転写テープと、

前記第1の剥離ライナーに面している前記接着剤層の主面とは反対側の主面に接着結合した基材とを含む、結合可能なアセンブリ。